

いせの里指定訪問介護事業所（移動支援事業）

運 営 規 程

社会福祉法人 網 走 愛 育 会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人網走愛育会が開設するいせの里指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法(以下「法」という。)に基づく市町村地域生活支援事業による網走市障がい者移動支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、支給決定を受けた障がい者(以下「利用者」という。)に対し、適正な移動支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、屋外での移動が困難な利用者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

いせの里指定訪問介護事業所

(2) 所在地

網走市字潮見192番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 訪問介護員 18名(非常勤兼務)

訪問介護員は、移動支援の提供に当たるものとする。

(3) 事務員 2名(常勤兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間

(1) 営 業 日

月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。(サービス提供日は月曜日から日曜日までとする。)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。(サービス提供時間は午前7時から午後7時までとする。)

(3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(移動支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、身体障がい者及び精神障がい者とする。

(移動支援の内容)

第7条 移動支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 外出時における移動の介護
- (2) 生活等に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所は、移動支援を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない移動支援を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は網走市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員等は、移動支援を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した移動支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した移動支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行

う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんに出来る限り協力するものとする。

(職員研修)

第14条 事業所は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 網走管内ヘルパー研修、北海道社会福祉協議会研修

(秘密の遵守)

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を遵守する。

- 2 職員であった者に、利用者又は家族の秘密を遵守させるために職員でなくなった後においてもこれらの秘密を遵守すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(補 則)

第16条 この規程に定める事項の他、必要な事項は管理者が理事長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。